

第4章 生活排水処理基本計画

- 4-1 生活排水処理の体系
- 4-2 生活排水の適正処理計画

4-1 生活排水処理の体系

本市の生活排水処理の体系を図4-1-1に示します。

生活雑排水は、公共下水道の生活排水処理施設で処理を行っています。また、し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽等から発生する、し尿及び浄化槽汚泥は、柳泉園組合し尿処理施設で処理を行っています。

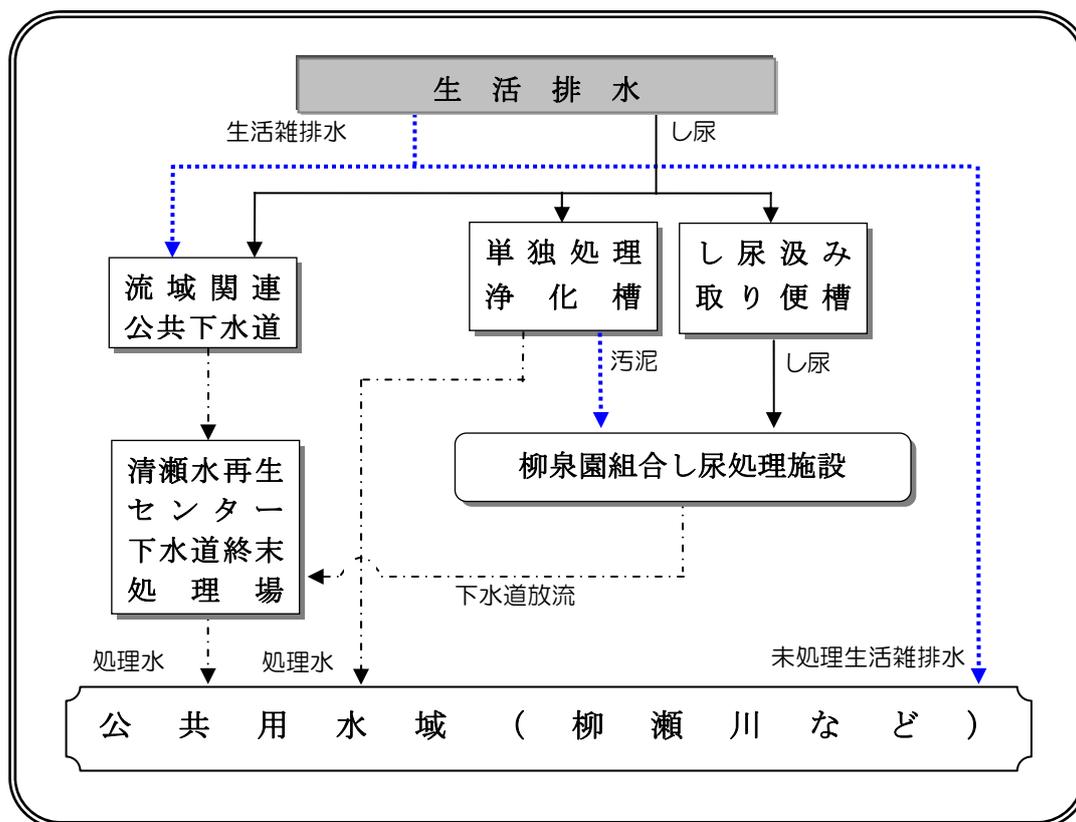


図4-1-1 生活排水処理の体系

注) 「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいい、「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいいます。

公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域をいいます。

※ 本計画でいう単独処理浄化槽とは、みなし浄化槽を示します。

4-2 生活排水の適正処理計画

4-2-1 基本方針

生活排水はできる限り公共下水道で処理します。また、完全水洗化を推進しつつ、残存するくみ取り世帯から発生するし尿については、衛生的なし尿処理事業を維持していきます。

4-2-2 数値目標

下水道接続率100%を目指します。

4-2-3 収集・運搬計画

今後も、収集運搬は業者に委託し行います。収集件数は今後も減少すると見込まれるため、可能な限り効率的な収集システムの構築を検討していきます。

4-2-4 中間処理計画

汲み取り便槽や合併処理浄化槽利用者が下水道の普及により減少すると予想されるため、し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、減少傾向が見込まれます。

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理を、今後も継続して、清瀬市、東久留米市、柳泉園組合と連携して共同処理を行い、適切な処理を維持していきます。